

その他会則等

1 職員互助会会則

(名称)

第1条 本会は開邦高等学校・開邦中学校職員互助会と称する。

(目的)

第2条 本会は開邦高等学校職員及び開邦中学校職員を以て組織し、会員相互の親睦と互助を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために下記の事項を行う。

- 1 会員相互の親睦に関すること。(每学期1回以上)
- 2 会員並びにその関係者に慶弔及び病氣見舞の意を表すること。
 - (1) 会員の結婚 10,000円
 - (2) 会員またはその配偶者の出産 5,000円
 - (3) 会員及びその配偶者の一週間以上の入院を必要とする病氣見舞と会員の一週間以上の自宅療養に対する病氣見舞 10,000円
 - (4) 会員死亡の場合 20,000円
 - (5) 会員の配偶者及び一親等の者が死亡した場合 10,000円
 - (6) 災害、その他は職員会議で決定する。
- 3 その他、職員クラブの競技会参加料の補助については、職員会議で決定する。
- 4 会員のうち、中学給食を喫食している者(以下、「給食喫食者」という。)に係る給食費を給食費担当へ支払う。

(会長及び役員)

第4条 本会の会長は学校長とする。また、次の役員をおき、任期は1年とする。

- (1) 幹事長1名
- (2) 幹事若干名
- (3) 会計1名幹事の中から互選(ただし、会費徴収については学校会計がこれを兼務する)
- (4) 沖共済幹事1名幹事の中から互選

(幹事)

第5条 幹事は下記の順番表(①～⑥)により各行事毎に順番制とする。

- | | | | |
|-----------------------|---------|------|------|
| ① 国語 | ② 社会・芸術 | ③ 数学 | ④ 理科 |
| ⑤ 保体・養護教諭・家庭・事務・司書・用務 | ⑥ 英語 | | |

(会費)

第6条 本会の運営は会員月額1,500円及びその他の収入を以てあてる。ただし、会員の同意を得て臨時に会費を徴収することができ、次の会費は全員徴収とする。

- ① 歓迎会 ② 忘年会 ③ 初興し ④ 送別会
- 2 会費を徴収する対象者は、毎月1日付に本校で勤務している会員(ただし、長期休暇・休業・退職・停職・専従・長期研修等の会員を除く)とし、月の途中で入退会の場合でも日割り計算はしない。

3 会費は例月給与から控除するものとし、下記のとおり年間4回に分けて徴収する。

(1) 4月例月給与 4, 5, 6月分

(2) 7月例月給与 7, 8, 9月分

(3) 10月例月給与 10, 11, 12月分

(4) 1月例月給与 1, 2, 3月分

4 給食喫食者については、追加の会費を徴収する。その金額は月額6,600円、4月～2月分の年間72,600円とし、4月～2月分の会費に追加して徴収する。

(会計)

第7条 幹事は必要に応じて会計報告を行うものとする。

(会則の改廃)

第8条 本会会則の改廃は会員の過半数の決議によって行うことができる。

付則

この会則は、昭和61年4月9日より施行する。

改正 平成7年3月25日 一部改正 平成17年3月15日 一部改正 平成26年2月3日

一部改正 令和7年12月24日